添付書類（１７）

事務所付近の地図

事務所所在地（ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。）

(注意)

１．事務所付近の地図は、事務所の所在地は記入し、最寄りの駅（JR、バス、地下鉄等）から事務所までの

　道順を記入してください。途中の目印・目標となる建物等を記入してください。

２．事務所がビル・マンションの場合、ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。

添付書類（１８）

　　事務所の名称（　　　　　　　　　　　　）

事務所の写真

　本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

|  |
| --- |
| 建物全体を写した写真  ○事務所の入居している建物全体の外観を写してください。  ○建物の入口がどの位置にあるのか、隣接してどのような建物があるのか、判るように撮影してください。 |

|  |
| --- |
| 事務所入口の写真  ○看板・標識などが掲示され、事務所の入口と判断できる写真を添付してください。（新規免許申請において、免許後に看板を作成する場合は、看板の設置予定位置を示す写真と看板の図案で可。）  ○テナントビルやマンションの一室が事務所の場合は、その部屋の入口全体、テナント表示（無ければ郵便ポスト）の写真を添付してください。また、名札など部屋番号を特定する表示があれば、その名札も映るように撮影してください。 |

添付書類（１８）

　　事務所の名称（　　　　　　　　　　　　）

事務所の写真

　本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

|  |
| --- |
| 事務所内部の写真  ○事務机、電話機等※が確認でき、事務所内部全体の分かる写真を添付してください。  ※「電話機等」については、事務所外で使用できないものに限ります。  ただし、電話機の子機等で親機との接続可能範囲に事務所以外が若干含まれる程度であれば問題ありません。ＩＰ電話については、固定用電話として利用可能なものに限り可としています。  ○事務所は、独立性が保たれる必要があり、同一フロアに他の事業者がいる場合、以下の資料も添付してください。  ・平面図（自社事務所部分、他社専用部分、共用部分が分かるよう表示し、顧客のフロア入口から事務所までの動線を記載したもの）  ・事務所が他社専用部分と空間的に独立していることを示す写真（境界部分の壁やパーティション等の固定した間仕切り、表示等が写っているもの） |

|  |
| --- |
| 免許更新の場合、下記の写真を添付してください。  ・「宅地建物取引業者票」  （注意）免許証・会員証ではありません。  令和７年４月１日に改正された最新のものを撮影してください。  ・「報酬額についての建設省告示」  最新（令和6年版）の報酬額表を撮影してください。  （注意）印紙手数料・委任報酬ではありません。  ※文字が判読できる大きさで写真を撮ってください。 |